

《 目 次 》

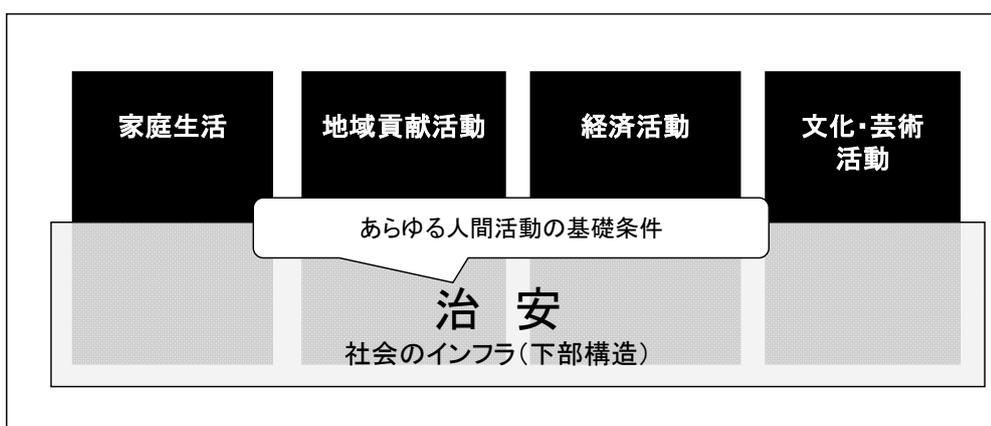
I 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	
2 これからの安全・安心の考え方	
3 計画のコンセプト	
4 計画の期間	
5 P D C Aサイクルの推進	
II 5年後の目指す姿、基本目標	4
III 7つの方向性と20の推進項目	6
「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」の体系	7
方向性1 子供を守る	
推進項目1 学校及びその周辺における安全の確保	11
推進項目2 少年の非行・被害防止	19
推進項目3 児童虐待に対する適切な対応	31
方向性2 女性を守る	
推進項目4 配偶者等からの暴力事案への対策の推進	39
推進項目5 ストーカー事案への対策の推進	47
推進項目6 性犯罪等への対策の推進	55
方向性3 高齢者、障害者を守る	
推進項目7 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進	67
推進項目8 高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応	75
方向性4 外国人を始めとした観光客等を守る	
推進項目9 急増する訪日外国人等への適切な対応	81
推進項目10 観光地における安全・安心の確保	87
方向性5 犯罪が発生しやすい「場」において県民を守る	
推進項目11 特殊詐欺対策	95
推進項目12 暴力団対策	101
推進項目13 薬物対策	109
推進項目14 テロ、サイバー空間の脅威への対処	115
方向性6 道路交通の「場」において県民を守る	
推進項目15 高齢者及び子供の安全確保	123
推進項目16 歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進	131
推進項目17 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	139
方向性7 県民を守るための安全・安心の基盤を強化	
推進項目18 地域住民の自主的な取組に対する支援	149
推進項目19 県民等を守るための捜査力、警察活動の強化	161
推進項目20 犯罪被害者等に対する支援の促進	171

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

治安を確保することは、直接的には、犯罪等や交通事故による被害のない、あるいはその被害に遭う不安のない生活を確保する、ということの意味ですが、より広い視野で見ると、治安を確保することは、家庭生活、地域貢献活動、経済活動、文化・芸術活動といったあらゆる人間の活動（さらには、これら分野に係るあらゆる行政活動）の基礎条件となっており、いわば治安は社会のインフラ（下部構造）であるといえます。

治安が社会インフラであることのイメージ図



そのため、治安の確保については、ひとり警察のみがその任を負うのではなく、地方公共団体全体の責務であり、またその実現に向けては、県民や事業者の方の協力が不可欠です。そのような社会を構成する多様な主体が、治安を確保するための取組をきめ細かく重層的に展開してこそ、治安が確保されるものです。

そこで、県と警察とが協働して、奈良県の安全・安心の確保のための大綱となる基本計画を策定することとしました。

本計画を策定することで、安全・安心の対策全般を捉え、基本理念・方針を示し、県と警察の役割や責任の範囲を明らかにすることで、それぞれが自律した責任ある主体として一層の連携に努めます。また、治安はインフラであることから、本計画に基づき、持続的に安全・安心の施策を展開し、体系的・継続的に治安基盤を整備することで、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現を目指すものです。

2 これからの安全・安心の考え方

本県の刑法犯認知件数は、戦後最多を記録した平成14年と比べると3分の1にまで減少しており、犯罪の総量抑止という観点では一定の成果が認められます。しかしながら、日本一安全で安心して暮らせる奈良を実現するためには、いくつかの課題も露呈しています。

まず1点目は、「安全と安心の乖離」という課題です。刑法犯認知件数は減少傾向にあります。警察が行う「警察活動等に関する県民の意識調査結果」等を見ると、県民はそれに見合うだけの安心感を得ていません。加えて、児童虐待やDV・ストー

カー、特殊詐欺等を始めとする一部の事象は高止まり、若しくは増加傾向にあります。今後は、刑法犯認知件数のみを「安全の指標」として、やみくもなゼロリスクを追求するのではなく、治安情勢を綿密に分析し、客観的な「安全」を高めるためのKPI（重要業績評価）指標を適切に設定して、官民が一体となって安全確保に向けた施策等に取り組む必要があります。

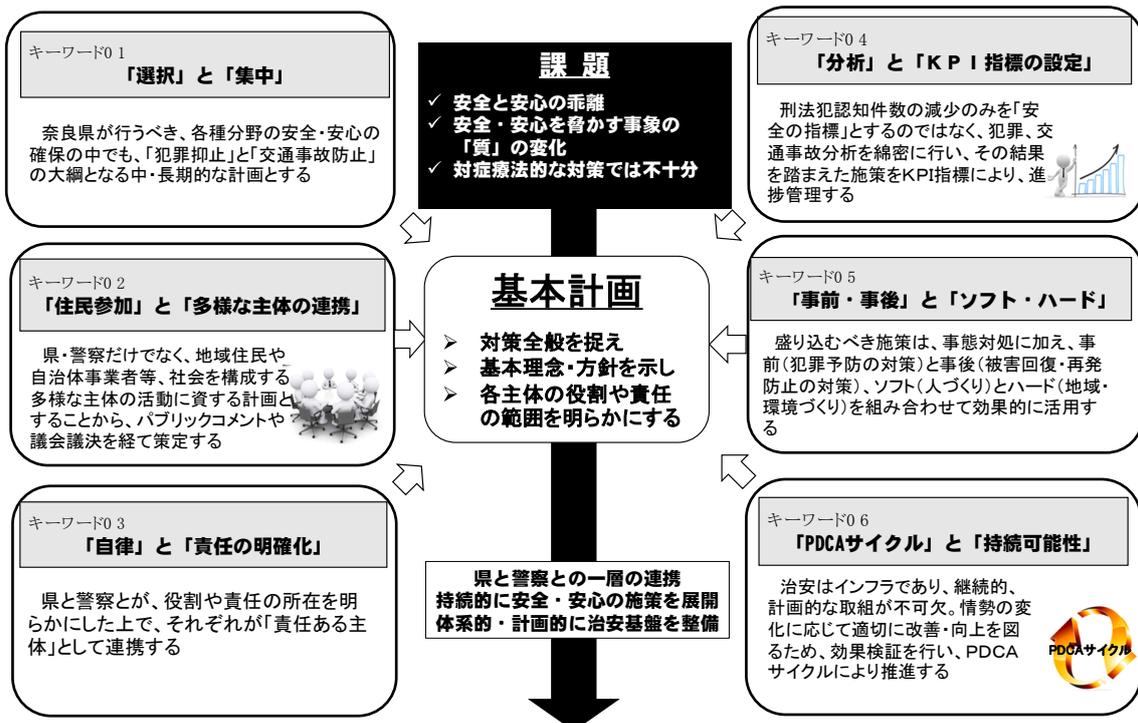
2点目は、「安全・安心を脅かす事象の質の変化」です。平成14年以降、犯罪抑止総合対策を強化した結果、ひったくりや車上ねらい等の街頭犯罪、住宅等に侵入して金品を窃取する侵入犯罪は5分の1以下にまで減少するなど、一定の成果が認められます。その一方で、家庭や男女間、サイバー空間等の、これまでの抑止対策が行き届かなかった外部から隔絶された領域において、子供・女性・高齢者等のいわゆる「社会的弱者」が、犯罪やそれに至る以前のトラブルの被害に遭っています。こうしたことから、従来からの犯罪への対応を継続・発展させるとともに、これら領域で発生する安全・安心を脅かす事象の未然防止に向けた対応が必要です。

3点目は、「対症療法的な対策では不十分である」ということです。子供・女性・高齢者等の、いわゆる「社会的弱者」の安全・安心を確保するためには、警察による検挙・取締りといった対症療法だけではなく、社会的弱者の特徴を踏まえながら、事前の未然防止対策から、事後の被害回復・再発防止対策に至るまで、社会全体による包括的・横断的な切れ目のない支援が必要となります。

3 計画のコンセプト

以上の点を踏まえ、計画の策定にあたっては、6つの基本コンセプトに配慮しています。

「基本計画」のコンセプト



日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現

4 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

5 PDCAサイクルの推進

治安はインフラであり、継続的・計画的な取組が不可欠です。従って、安全・安心の確保については、綿密な現状分析のもと適切にKPI指標を設定し、これに基づいて施策の進捗管理と効果検証を行い、マネジメントサイクルを推進します。

また、情勢の変化に応じて適切に改善・向上を図る必要があることから、原則5年毎に計画内容を見直すとともに、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

Ⅱ 5年後の目指す姿、基本目標

本計画において、奈良県の5年後の目指す姿を「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」としました。また、子供・女性・高齢者等をはじめとする全ての県民が、犯罪やトラブル、交通事故等の安全・安心を脅かす事象の被害に遭い、命を落とすなどの最悪の事態が生じてはなりません。その未然防止対策が重要であるとの認識のもと、基本目標として以下の3点を掲げました。

目指す姿：日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現

基本目標

① 刑法犯認知件数の総数を減少させつつ、特に重要犯罪等[※]の発生を限りなくゼロ（犯罪発生率人口10万人あたり9.0件以下を目途）に近づけます

※ 殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ、特殊詐欺

② 凶悪犯罪（殺人、強盗、放火、強姦）の検挙率100%^注を目指します

③ 交通事故による死傷者数を減少させつつ、特に交通事故死者数[※]を限りなくゼロ（25人以下を目途）に近づけます

※ 交通事故発生から24時間以内に死亡した人数

①については、数値目標として、犯罪発生率人口10万人あたり9.0件以下を目途としています。平成27年末現在、重要犯罪等の認知件数は188件、人口10万人当たりの犯罪発生率は13.8件ですが、これを9.0件以下に抑止することで、日本一の水準となります。

重要犯罪等の認知件数、犯罪発生率の推移

(件)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
重要犯罪	殺人	9	15	14	7	10	15	9	9	6	10
	強盗	30	37	22	21	24	19	20	21	21	15
	放火	9	12	14	7	7	4	24	4	18	7
	強姦	13	20	14	10	9	9	13	11	11	4
	略取誘拐・人身売買	2	2	12	0	1	2	0	4	4	2
	強制わいせつ	50	65	46	52	43	40	30	52	79	73
特殊詐欺	87	95	235	56	34	42	62	78	67	77	
合計	200	246	357	153	128	131	158	179	206	188	
犯罪発生率	14.1	17.4	25.4	10.9	9.1	9.4	11.4	12.9	15.0	13.8	

注：基本目標に掲げた検挙率については、一定の期間に検挙した件数を一定の期間に認知した件数で除算し算出することから100%を超える場合があります。

②については、社会に不安を与えるこれら犯罪を徹底検挙することは、被害回復や次の犯罪の未然防止に資するものであり、警察としての責務です。

凶悪犯罪の認知件数、検挙件数、検挙率の推移

(件)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
認知件数	61	84	64	45	50	47	66	45	56	36
検挙件数	52	73	49	35	44	39	50	39	45	31
検挙率	85.2%	86.9%	76.6%	77.8%	88.0%	83.0%	75.8%	86.7%	80.4%	86.1%

③については、数値目標として、交通事故死者数を25人以下とすることを目標としています。これは、「奈良県第10次交通安全計画」の目標と連動させており、25人以下に抑止することで、人口10万人あたり発生率が日本一の水準となります。

交通事故傷者数、交通事故死者数の推移

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
交通事故傷者数	9,340	9,680	8,801	9,034	8,406	7,920	7,093	6,593	7,474	6,496
交通事故死者数	66	60	48	52	45	47	49	42	45	46

Ⅲ 7つの方向性と20の推進項目

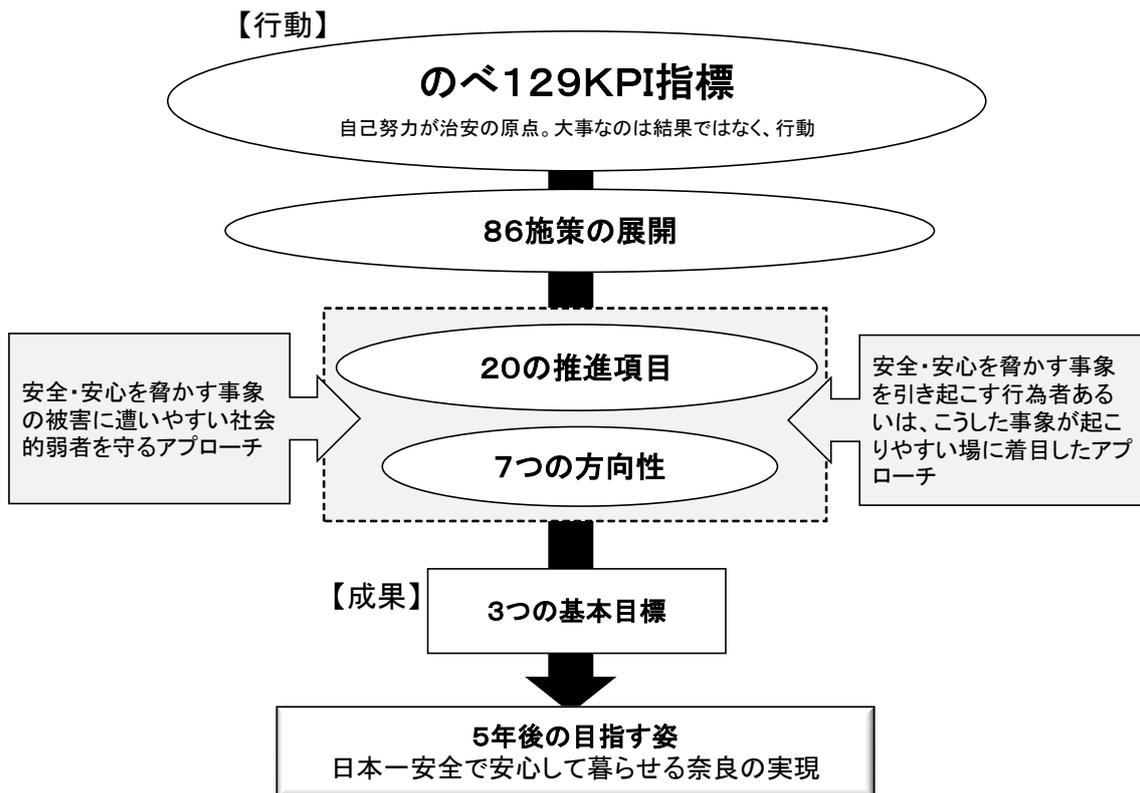
事件と事故は、故意と過失という違いはあるものの、危険発生メカニズムは同じであり、行為者がいて、その行為が社会の防護策をくぐり抜けることにより発生します。

そのため、抑止のための仕組みも同じであり、本計画では、

- ① 安全・安心を脅かす事象の被害に遭いやすい社会的弱者を守るアプローチと、
- ② こうした事象を引き起こす行為者あるいは、こうした事象が起こりやすい場に着目したアプローチ

の2つの観点から、7つの方向性と20の推進項目を選定し、重層的に防護策を重ねることによって未然防止を図ることとしました。

7つの方向性と20の推進項目に係る86施策の展開を、のべ129のKPI指標に基づいて推進することにより、今後の5年間で基本目標3点と、「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」を目指します。



「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」の体系

県と警察とが協働して、重点的に取り組む7つの方向性、20の推進項目

方向性1 子供を守る	子供が安全で安心して、健やかに学校、家庭、地域で育つ	
	推進項目1 学校及びその周辺における安全の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校における安全体制の構築と安全教育の推進 2. 学校周辺の安全な環境の整備と、地域における見守り活動の推進 3. 不審者情報等の迅速な把握と提供 4. 警察の警戒活動等の強化及び犯罪発生時の迅速的確な活動
	推進項目2 少年の非行・被害防止	<ol style="list-style-type: none"> 1. インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進 2. 有害環境への適切な対応 3. 薬物乱用対策の推進 4. 不良行為及び初発型非行の防止 5. 再非行の防止 6. いじめ・暴力行為等の問題行動への対応 7. 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止
	推進項目3 児童虐待に対する適切な対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の実態把握と要因分析 2. 子供と家庭を見守る県民の意識づくり 3. 虐待の予防と早期の対応 4. 虐待を受けた子供のケアと家庭への支援 5. 子供と家庭を支援する体制の整備
方向性2 女性を守る	女性に対する暴力の予防と被害回復を進め、その根絶を目指す	
	推進項目4 配偶者等からの暴力事案への対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制の整備 2. 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成 3. 被害者が安心して相談できる体制の整備 4. 被害者の迅速安全な保護 5. 被害者の自立を支援
	推進項目5 ストーカー事案への対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. ストーカー事案に対応する体制の整備 2. 被害者等の一時避難等の支援 3. 被害者情報の保護 4. 被害者等に対する情報提供等 5. ストーカー予防のための教育等 6. 加害者に対する取組の推進
	推進項目6 性犯罪等への対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 性犯罪等への的確な対応 2. 被害者への支援・配慮等 3. 未然防止に向けた取組の推進
方向性3 高齢者、障害者を守る	高齢者、障害者が安全・安心に暮らすことができる	
	推進項目7 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者、障害者に対する直接の取組 2. 地域福祉を担う人材や機関等を介しての取組 3. 地域コミュニティの再構築に向けた取組 4. 成年後見制度の普及促進 5. 認知症高齢者等の行方不明対策
	推進項目8 高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の未然防止 2. 虐待の早期発見・早期対応 3. 養護者の支援 4. 関係機関の連携・協力による支援体制の構築
方向性4 外国人を始めとした観光客を守る	外国人を始めとした観光客等が安全・安心に訪れることができる	
	推進項目9 急増する訪日外国人等への適切な対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本語を解さない外国人観光客とのコミュニケーションの円滑化 2. 安全で安心して訪れることができる基盤の整備 3. 日本の制度・手続、マナー・ルール等を分かりやすく情報発信 4. 災害等に備えた関係機関の連携 5. 中長期的に滞在する外国人の安全・安心の確保
	推進項目10 観光地における安全・安心の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人出が多く見込まれるイベントにおける安全・安心の確保 2. 山岳遭難防止対策の推進 3. 文化財の保護

方向性5 犯罪が発生しやすい「場」において県民を守る	県民の安全・安心を脅かす脅威に対して的確に対応する		施策の展開	KPI指標	推進項目11 特殊詐欺対策	1. 官民一体となった予防対策の推進 2. 警察の総力を挙げた取締活動の推進	・ 金融機関、コンビニエンスストアに対する声掛け訓練 50回/年(H33年) ・ 水際阻止率 50.0%(H33年) 等5指標
	推進項目12 暴力団対策	1. 暴力団、関係者に対する取締り強化と厳正な処分の促進 2. 暴力団排除活動の推進 3. 保護対策等の強化 4. 暴力団構成員の離脱促進及び社会復帰対策の推進			・ 暴力団構成員検挙割合(検挙人員/暴力団構成員) 20%(H29~H33年の平均値) ・ 市町村における公共工事等暴排要綱の整備状況 100%(H33年) 等5指標		
	推進項目13 薬物対策	1. 啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進 2. 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底 3. 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底等			・ 中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施率 100%(H33年度) ・ 薬物乱用防止指導員による啓発者数 累計4万人(H33年度) 等3指標		
	推進項目14 テロ、サイバー空間の脅威への対処	1. テロに強い社会の実現 2. サイバー空間の安全・安心の確保			・ テロ対策・やまとまほろぼネットワークの参加機関・事業者数40機関・事業者(H33年度) ・ 県における標的型メール攻撃対処訓練の実施回数 4回/年(H29~H33年度) 等5指標		
方向性6 道路交通の「場」において県民を守る	交通事故死者数を限りなくゼロにする		施策の展開	KPI指標	推進項目15 高齢者及び子供の安全確保	1. 年齢層に応じた効果的な交通安全教育の推進 2. 高齢運転者対策の充実等 3. 地域ぐるみの交通安全対策の推進	・ 幼児児童生徒を対象とした交通安全教室の実施率 100%(H33年度) ・ 高齢者運転免許自主返納支援事業への協力事業者数 250事業者(H33年) 等6指標
	推進項目16 歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進	1. 歩行者・自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上の促進 2. 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 3. 安全で快適な自転車利用環境の整備 4. 悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りの強化			・ 「ゾーン30」の整備箇所数 50箇所(H33年度) ・ パリアフリー基本構想エリア(県下6市町村)内におけるパリアフリー対応型信号機の整備率 100%(H33年度) 等5指標		
	推進項目17 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	1. 効果的な交通規制及び交通安全施設等の整備事業の推進 2. シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底 3. 交通事故実態の分析結果等を踏まえた交通指導取締り及び悪質・危険運転者対策の推進 4. 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 5. 被害者支援の充実と推進			・ 交通事故危険箇所における交通事故対策(道路標示、標識の設置等)箇所数 115箇所(H33年度) ・ 信号柱の老朽化率 1.8%(H33年度) 等4指標		
方向性7 県民を守るための安全・安心の基盤を強化	安全・安心を確保するための基盤を計画的、持続的に整備する		施策の展開	KPI指標	推進項目18 地域住民の自主的な取組に対する支援	1. 人的支援の強化 2. 財政的・物的支援の充実 3. 防犯カメラの設置促進 4. 情報提供の推進 5. 教育・啓発の推進	・ 防犯アドバイザー(警察官OB)数 12人(12警察署)(H33年度) ・ (仮称)「自主防犯団体サポート登録制度」の立ち上げ及び登録事業所数 H30年度までに制度を立ち上げ(※制度立ち上げ後、登録事業所数の目標を設定予定) 等9指標
	推進項目19 県民等を守るための捜査力、警察活動の強化	1. 司法制度改革への対応 2. 捜査力の強化 3. 科学技術の活用 4. 事件・事故への対応 5. 交番・駐在所の機能強化			・ 交番相談員の配置率 100%(69交番)(H33年度) ・ 警察施設(交番・駐在所、警察署、分庁舎)への防犯カメラ設置数 94施設(H33年度) 等4指標		
	推進項目20 犯罪被害者等に対する支援の促進	1. 経済的な支援への取組 2. 心身に受けた影響からの回復への取組 3. 安全の確保への取組 4. 居住及び雇用の安定への取組 5. 支援等のための体制整備への取組 6. 県民の理解と協力の確保			・ 犯罪被害給付金の申請から支給決定までの期間 全件6か月以内(H33年) ・ 「再被害防止対象者」に係る再被害件数 0件(H33年) 等7指標		

